

令和7年度 駒ヶ根市建設工事等入札参加資格者の指名停止措置一覧

No	商号又は名称	指名停止期間		指名停止要領 措置基準	指名停止の理由(概要)
1	極東開発工業(株)	令和7年11月19日 ～ 令和8年 1月18日	2か月間	駒ヶ根市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領 ・別表第2第5号(独占禁止法違反)	対象会社は、特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第3条の規定に反する行為を行ったとして、令和7年9月24日、公正取引委員会は極東開発工業(株)に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。
2	(株) 本久	令和7年12月19日 ～ 令和8年 6月18日	6か月間	駒ヶ根市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領 ・別表第2第5号(独占禁止法違反)	対象会社は、公正取引委員会から、令和7年11月26日、独占禁止法第8条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社を含む長野県石油商業組合北信支部の支部員17社と共に、課徴金納付命令を受けた。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。
3	サンリン (株)	令和7年12月19日 ～ 令和8年 6月18日	6か月間	駒ヶ根市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領 ・別表第2第5号(独占禁止法違反)	対象会社は、公正取引委員会から、令和7年11月26日、独占禁止法第8条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社を含む長野県石油商業組合北信支部の支部員17社と共に、課徴金納付命令を受けた。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。
4	西松建設 (株)	令和8年1月14日 ～ 令和8年4月13日	3か月間	駒ヶ根市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領 ・別表第1第2号(粗雑工事)	西松・不動・神稲建設共同企業体は、平成12年度県単道路改良工事 県道荻原小川線(木曽川右岸道路)木曽郡上松町ねざめトンネル(小野ヶ谷側工区)において、覆工コンクリートの巻立厚が不足する粗雑工事を発生させた。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。
5	神稲建設(株)	令和8年1月14日 ～ 令和8年2月20日	1か月 1週間	駒ヶ根市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領 ・別表第1第2号(粗雑工事)	西松・不動・神稲建設共同企業体は、平成12年度県単道路改良工事 県道荻原小川線(木曽川右岸道路)木曽郡上松町ねざめトンネル(小野ヶ谷側工区)において、覆工コンクリートの巻立厚が不足する粗雑工事を発生させた。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。
6	日本交通技術(株)	令和8年2月13日 ～ 令和8年11月12日	9か月間	駒ヶ根市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領 ・別表第2第6号(独占禁止法違反)	公正取引委員会は、令和7年12月19日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。

令和7年度 駒ヶ根市建設工事等入札参加資格者の指名停止措置一覧

No	商号又は名称	指名停止期間		指名停止要領 措置基準	指名停止の理由(概要)
7	JR東海コンサルタンツ(株)	令和8年2月13日 ～ 令和8年7月12日	5か月間	駒ヶ根市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領 ・別表第2第6号(独占禁止法違反)	公正取引委員会は、令和7年12月19日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行って たとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。
8	大日コンサルタント(株)	令和8年2月13日 ～ 令和8年7月12日	5か月間	駒ヶ根市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領 ・別表第2第6号(独占禁止法違反)	公正取引委員会は、令和7年12月19日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行って たとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。
9	(株)トーニチコンサルタント	令和8年2月13日 ～ 令和8年7月12日	5か月間	駒ヶ根市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領 ・別表第2第6号(独占禁止法違反)	公正取引委員会は、令和7年12月19日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行って たとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。